

参 考 資 料

(租税条約関係)

租税条約

正式名称： 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府と〇〇国政府との間の条約」

《主な内容》

- ・ 経済交流の促進
 - 源泉地国での配当・利子・使用料等への課税の軽減
 - 二重課税が生じる場合の適切な調整
 - 企業活動の安定・権利保護（相互協議、無差別条項等）
- ・ 課税権の確保
 - 両国間の課税権の明確化
 - 租税回避の防止（租税条約濫用の防止措置、当局間の情報交換等）

《交渉相手国選定にあたっての主な視点》

- ① 両国間の経済交流の深度（特に直接投資）
- ② 我が国企業が相手国で得る投資所得に対する相手国の税率の水準
- ③ 進出先国における我が国企業と第三国企業との競争条件のバランス
- ④ 現行条約において是正すべき事項の有無（例：みなし外国税額控除、匿名組合）
- ⑤ その他外交・通商上の視点（外務省、経産省の要請）など

我が国の租税条約ネットワーク

(45 条約、56 カ国適用／平成 18 年 11 月現在)



- (注) 1. a 旧ソ連との条約が承継されている。 b 旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されている。
 c 香港、マカオには適用されない。 d フィジーにはイギリスとの原条約が承継されている。
 2. イギリス、インドとは条約改正につき本年 5 月に国会にて承認済み。インドについては 6 月末に、イギリスについては 10 月 12 日に発効された。
 3. 先般、フランス、フィリピンとの条約改正交渉が基本合意に達したところである (7 月 18 日に公表)。
 4. 現在オランダと条約改正交渉中である。

最近の租税条約改正の主なポイント

日米条約（全面改正）
（平成 16 年 3 月に発効）

日英条約（全面改正）
（平成 18 年 10 月に発効）

日印条約（部分改正）
（平成 18 年 6 月に発効）

（１）投資所得の源泉地国課税（限度税率）の引下げ

		旧条約	現行条約
配当	一般	15% →	10%
	親子間	10% →	免税又は 5%
利子		10% →	10%（一般） 免税（金融機関等）
使用料		10% →	免税

現行条約	新条約
15% →	10%
10% →	免税又は 5%
10% →	10%（一般） 免税（金融機関等）
10% →	免税

現行条約	新条約
15% →	10%
15%（一般） 10%（銀行） →	10%
20% →	10%

（２）その他

- 条約濫用を防止する措置の導入
 - イ「特典条項」の導入
 - ロ 匿名組合への適正な課税の確保
- 多様な事業体への対応

- 条約濫用を防止する措置の導入
 - イ「特典条項」の導入
 - ロ 匿名組合への適正な課税の確保
- 多様な事業体への対応

- みなし外国税額控除規定の削除

（注）みなし外国税額控除とは、開発途上国が経済開発促進のために減免した税額を納付したものとみなして、外国税額控除の対象とすることを認めるもの。

日仏租税条約改正交渉の基本合意について

日仏租税条約改正交渉は、今般、議定書によって現行条約の内容を部分的に改めることで基本合意に達した。その内容は以下のとおりであり、投資交流の促進を含め、日仏両国間の経済関係が更に深まることが期待される。

○ 改正の主なポイント

1) 社会保険料条項の導入

日仏社会保障協定に関連して、相手国社会保障制度（年金、医療保険等）に対して支払われる社会保険料について、就労地国における所得控除を相互に認める措置を導入

2) 投資所得に対する源泉課税を軽減（特に利子免税、使用料免税を導入）

		現行 (96)	改正
配当	一般	15%	10%
	親子間	5%	5%
		免税	免税
利子		10%	10%（一般） 免税（金融機関、年金基金等）
使用料		10%	免税

3) 条約濫用を防止する措置の導入

① 「特典条項」の導入

第3国居住者が支配するペーパーカンパニー等への免税特典を制限するための措置

② 導管取引防止規定及び濫用目的防止規定の導入

導管取引に該当する場合及び濫用目的を有する場合については、投資所得（配当、利子、使用料等）に対する条約特典を制限

4) 匿名組合への適正な課税の確保

従来免税となっていた匿名組合を通じた所得に対する我が国課税権の確保

（参考）

1) 現行租税条約は、1996年(3月)に発効

2) 交渉の経緯

第1回：平成18年1月（パリ）

第2回：平成18年5月（パリ）

第3回：平成18年6月（パリ）

日比租税条約改正交渉の基本合意について

日比租税条約改正交渉は、今般、議定書によって現行条約の内容を部分的に改めることで基本合意に達した。その内容は以下のとおりであり、日比両国間の投資交流が促進されることが期待される。

○改正のポイント

1) 投資所得（配当・利子・使用料）の限度税率の引下げによる投資の収益に対する投資先国（源泉国）での課税を軽減

2) みなし外国税額控除規定の期限設定

供与期限（10年）を設定。なお、その間、対象を拡大。

（注）みなし外国税額控除とは、開発途上国である条約相手国の経済成長促進を支援する観点から、相手国に投資している自国の居住者が相手国の国内優遇措置により減免を受けた租税の額を、相手国において納付したものとみなして、自国の税額から控除することを認めるもの。

（参考）

1) 現行租税条約は、1980年(7月)に発効

2) 交渉の経緯

日比財務大臣会談：平成17年1月

第1回租税条約交渉：平成18年5月